

## 公 示

公示第20号

松本交通圏における一時的休車解除の取扱いについて

平成23年6月17日

北陸信越運輸局長 伊藤 松博

「松本交通圏における休車解除時期及び休車解除割合の指定について」（平成23年6月17日付け公示第19号（以下「指定公示」という。）」に基づく、一時的休車解除の取扱いについて、下記のとおり定めたので公示する。

### 記

1. 平成26年度において指定公示3. の松本交通圏における休車解除ができる車両数の上限は、11両とする。
2. 一時的休車解除の期間が経過した日から起算して、15日以内に「特定事業計画における事業再構築の実施のために必要となる特例措置の実施について」（平成22年1月29日付け公示第114号）5. による届出を完了することとする。
3. 上記届出を完了後、3カ月以内に一時的休車解除期間内における輸送実績を長野運輸支局長あて報告することとする。

### 附 則

1. この公示は、平成23年6月17日から施行する。

### 附 則（平成24年5月30日付け公示第18号で一部改正）

1. この公示は、平成24年5月30日から適用する。

### 附 則（平成25年6月11日付け公示第15号で一部改正）

1. この公示は、平成25年6月11日から適用する。

附 則（平成26年5月14日付け公示第13号で一部改正）

1. この公示は、平成26年5月14日から適用する。